

令和元年 第7回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和元年7月17日

会 場 南郷総合センター

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和元年7月17日(水) 午後1時30分
- 2 開催場所 南郷総合センター
- 3 出席した委員

農業委員 9名

1番	馬場 崇裕	2番	星 利信		
4番	湯田 重行	5番	平野 恒二	6番	塩生 隆晴
7番	渡部 一男			9番	山内 敬
10番	室井 文一	11番	五十嵐伸人		

出席した農地利用最適化推進委員 15名

		田島第2	星 又エ門	田島第3	大竹 実
田島第4	湯田 慎也	田島第5	湯田 孝義	田島第7	浅沼 誠治
田島第8	平野 信行	田島第9	渡部 徳男	田島第10	渡部 和幸
田島第11	猪俣 忠久	舘岩第1	斎藤 融	舘岩第2	大山 憲三
舘岩第3	芳賀 敏			南郷第1	五十嵐 和
南郷第2	五十嵐久長	南郷第3	目黒久一郎		

- 4 欠席した委員

農業委員 2名

3番	湯田 義三	8番	芳賀 美紀
----	-------	----	-------

農地利用最適化推進委員 2名

田島第1	渡部 昭雄	伊南第1	森 哲男
------	-------	------	------

- 5 出席した事務局職員

事務局長	五十嵐小一郎	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主査	馬場 隆一
------	--------	---------	--------	----	-------

- 6 議 事

- 報告第1号 会務報告について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画決定について
- 議案第4号 耕作放棄地の非農地判断について

- 7 会議の概要

事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会
会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議 長

それでは、只今から議事に入ります。

日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条
の規定により、欠席の届出があった農業委員は、3番 湯田義三委員、
8番 芳賀美紀委員であります。本日の出席委員は9名ですので、農業委
員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりま
す。また、会議規則第10条の規定により、農地利用最適化推進委員に出
席を求めたところ、15名に出席していただいております。

議 長

日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則
第20条第2項の規定により、
6番 塩生隆晴 委員、 7番 渡部一男 委員
を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願い
いたします。

議 長

日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事
務局から報告してください。

事務局

(事務局長が会議資料により報告)

議 長

只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等がありましたら
お願いします。

(「ありません。」の声あり)

議 長

質問がないようですので、会務報告を終わります。

議 長

日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題といたします。事件番号1について、調査担当の南郷第3区
目黒久一郎推進委員から、調査結果の報告をお願いします。

南郷3

目黒です。番号1について調査結果を報告します。所有権の移転です。
譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりで、両者の自宅は前と後ろで極近
くにあります。土地ですが、自宅のすぐ近くの163㎡の畑です。内容に
ついては本人に確認をしまして、記載のとおりであります。当該農地の
周辺はほぼ譲受人が耕作していて、一体の中に譲渡人の農地がありここ
数年耕作されていなかったということもあって、今回所有権の移転につ
ながったということです。譲受人は周辺農地と一緒に良好に耕作してい
くと思われ、処分については妥当であると考えています。以上です。

議 長

説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本件に対し
てご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本件について、原案のとおり決定することにご異議
ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)
異議なしと認め、本件については原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第1号の審議を終わります。

議 長 日程第5「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」
を議題といたします。
事件番号1について、地区担当調査員の田島第3区大竹実推進委員か
ら調査結果の説明をお願いします。

田島3 田島第3区の大竹です。
7月の3日に現地に出向きまして調査をまいりました。譲渡人と
譲受人の間柄ですが、譲受人の2人は夫婦で奥さんの父親が譲渡人とい
うことで親子になっています。申請事由は記載のとおりです。資料1を
ご覧ください。場所は××××ところで、面積が229㎡です。親子間
で使用貸借権ということです。排水等も整備されており付近の農地に与
える影響はありません。特に問題はないと思います。以上、よろしくお願
いいたします。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対
してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本件について原案のとおり決定することにご異議
ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたしました。
以上で議案第3号の審議を終了いたします。

議 長 日程第7「議案第4号 農用地利用集積計画決定について」を議題と
いたします。
事務局から議案の説明をしてください。

事務局 事務局の馬場です。
「議案第4号 農用地利用集積計画決定について」をご説明いたします。
議案書の7ページ利用権設定内訳7月分をご覧ください。筆数・面積を

再設定・新規の順で申し上げます。再設定ですが、田が5筆・4,393㎡です。新規は、田が9筆・8,205㎡です。畑が1筆・101㎡です。再設定と新規合わせて田が14筆・12,598㎡、畑が1筆・101㎡で合計15筆・12,699㎡です。

つづいて8ページからは一覧表になっております。5番、10番、11番、12番までは使用貸借権となっておりますが、これらにつきましては貸付人が自ら耕作できないということで、貸付人の希望によるものとなっております。以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案第4号の審議を終了いたします。

議 長

日程第7「議案第4号 耕作放棄地の非農地判断について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をしてください。

事務局

(事務局長) 議案第4号を説明いたします。

議案書の9ページをご覧ください。

南会津町農業委員会非農地判断に関する事務処理要領に基づいて、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断を行うものです。10ページからが一覧表になっています。昨年秋から今年の6月にかけて現地を調査していただいたものです。

資料2をご覧ください。大きく分けて3つの地域で調査をしてみました。一番上が上広窪地区ですが旧駒止峠に向かったところから山間に入った地区になります。2か所目が岩弗地区で、△△△△から入って山の方に上がっていった集団の農地でございます。3か所目が、向山、大沼地区になりますが、国道から南側に川を渡って山に上がった地区になります。赤線で囲った山間の点在する農地となります。現地調査は4日間行いまして、向山大沼地区は100筆、上広窪地区については23筆、岩弗地区については53筆でございます。いずれの地区も耕作しなくなって20年以上経過しておりまして、森林化している状態でございます。上広窪地区でございますが、写真のとおり、杉が植栽されていますが畔の部分は木が育っていますが、田面部分は湿地で木も育てない状態で、アプローチの道路の状態などからこの先も農地に復元するのは困難であ

ると判断されました。岩弗地区についても同様に森林化した部分と植生できない湿地の部分であります。向山大沼地区については、ほぼ森林化しているという状況でございます。向山大沼地区の調査エリアの内、3筆が農地と判断されております。事務局からは以上であります。

議 長 現地調査を担当した平野信行推進委員から補足事項があればお願いいたします。

田島 7 (平野信行) 調査地区は何年も耕作されておらず、上広窪地区や岩弗地区については、途中の道も軽トラックがやっとという状態です。大型機械の進入も困難で、獣害もひどいということで今後も耕作する人はないと思われます。事務局を含め調査にあたった委員の判断として、非農地判断が適当であるといいたしました。

議 長 ありがとうございます。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

田島 3 大竹です。今回判断した筆数がだいぶ多いのですが、非農地通知は郵送で出される予定ですか。

事務局 (事務局長) 事務処理要領に基づきまして、今総会で決定後は、所有者に非農地通知を郵送で発送する予定でおります。

5 番 平野です。この一覧表の現況地目というのはいつ頃の地目でしょうか。

事務局 (事務局長) 現況地目は農地台帳の項目で、町の土地台帳と連動しております。登記地目ではなく課税上の地目となります。いつ頃からというのは事務局ではわかりませんが、筆ごとに現況地目が判断されたときからということになると思われます。

5 番 筆の中に、南会津町というのがあるんですが、これは道路敷きなどの買収地ということですか。

事務局 (事務局長) 現地を見ますと、特に公共事業の形跡もなく田形があつて周囲の農地と変わらない様子が見て取れました。詳細を知る地区の方も見当たらず不明のままです。町所有地が最上流部に位置することから、定かではありませんが想像するに、かつて貯水用の共同部分ということで区の所有だったものがポツダム宣言以降区の所有が認められなくて町に移管した、あるいはかつての基盤整備事業等において何らかの理由があつて町の登記となったなどが考えられるかと思われます。

議 長 通知をしても本人が登記申請をしないと地目は変わらないわけなんですけど、今までやってきた場所について、みんなが登記申請をしているか

どうかのチェックはどうなっていますか。

事務局 一筆ずつ法務局で登記簿を申請して地目を確認するということはやっておりません。法務局から町に土地に関する登記の異動があった分について、一括して登記済み通知がされますので、それらをもとに今後確認していく予定です。

10番 (室井文一) 相続未登記の分についてはどうなりますか。

事務局 (事務局長) 相続権のある方であれば、持ち分の委任を受けていなくても申請者になれることを確認しておりますので、説明会ではその内容についても説明をさせていただいております。今後は相続権のある方についての説明も加えていきたいと考えています。

議長 ほかにありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。以上で、議案第4号の審議を終了いたします。本総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。

議長 次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明してください。

事務局 (事務局長 業務日程について説明)

議長 何か、ご質問ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 その他に入ります。

事務局 (事務局長 業務連絡事項の発言あり)

議長 その他で皆さんから何かありましたら、お願いします。

(「ありません。」の声あり)

議長 ないようですので、職務代理から閉会のことばをお願いします。

職務 はい、それでは慎重審議ありがとうございました。

代理

以上をもちまして、令和元年第7回南会津町農業委員会総会を閉じます。ご苦労様でした。

閉会 午後2時10分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

6 番

7 番